

## 審査の結果の要旨

氏名 宮林 正恭

本論文はリスク危機管理論に基づく公的安全規制方策についてまとめたものであり、9章より構成されている。

第1章で研究の目的は我が国の公的安全規制の現状に焦点を当て、リスク危機管理論に基づき、背景的要因を含めて問題点を摘出しその改善方策を示すとともに、社会の安全の確保におけるリスク危機管理の方法論の有用性を示すことであると述べている。

第2章では先行研究と基本概念の整理を行っている。リスク危機管理は軍事や国際政治の分野を除き未だ新しい領域であり、方法論がかならずしも十分確立しているとはいえないとし、リスク危機管理、リスクコミュニケーションとクライシスコミュニケーション、予防的アプローチなどを分析して再定義等によって概念を整理し、明確化を行なっている。

第3章では公的安全規制に影響する因子の分析を行い、公的安全規制のおかれている現状と条件を明らかにしている。

第4章ではリスク危機管理の方法論について述べている。リスク危機管理の方法論としては、現在広く知られた方法論が民間企業を対象にしたものであることから、公的リスク危機管理にも使用可能な方法論として、〔リスク危機管理の手順〕、〔リスク危機管理における適切な行動要件〕及び〔リスク危機管理が適切に行われるための環境条件〕からなる「リスク危機管理統合的アプローチ手法」を考案している。

第5章では事例研究その1として血友病患者へのHIV感染問題を取り上げている。主要な経過をまとめ、問題事項の摘出と分析を行ったのち、体系化された情報収集体制の整備、リスク認識時に予防的アプローチを取るか実証的アプローチを取るかの対応の基本政策、判断能力を持つ局長の任用と局内統治、適切な人事異動タイミング、的確なリスクコミュニケーションの実施、危機管理の考え方に従った行政機関の対応とその環境整備などの改善の必要な事項をあげている。

第6章は事例研究その2として耐震偽装事件を取り上げている。経過・問題事項摘出・分析を行い、改善の必要な事項として、大きな政策変更を行った時には省庁の枠を超えた総合分析と変更後の監視と問題が生じたときの警告、行政職員の危機管理手法の修得、既存業界や資格グループの利害を超えた枠組み設定、技術の進展とともに変わる手法の信頼性・実効性への留意、新しい法規制を実行する規制組織体制、潜在リスクが顕在化したときに被害者を救済するセーフティネットの設定、下請け契約に基づく作業分担方式の見直し、被害が大きいもののリスク補填構造の整備などを挙げている。

第7章は事例研究その3としてアスベスト問題を取り上げている。経過・問題事項摘出・分析を行い、改善の必要な事項として、継続的かつ機動的な情報収集、予防的アプローチ

の採用、被害の最小化を目指した社会環境の創生、省庁間の連携、専門的能力を持つ職員数増加とその処遇改善、審議会制度運用の改変などを挙げている。

第8章は公的安全規制業務の改善方策について述べている。事例研究より得られた改善必要事項を総合的に分析して我が国の公的安全規制の問題点とその背景的問題を摘出している。公的安全規制に影響する因子を検討して、現行の公的安全規制システムに限界が来ていることを明らかにし、その改善方策を検討し政策コンポーネントを作成している。政策コンポーネントを取り扱う際の環境条件について検討している。さらに政策コンポーネント実施に当たっての行政サイドの難易度などを検討してその結果を「リスク危機管理手法の導入と規制業務のアウトソーシングを行なう実行モデル」「総合的なリスク危機管理を政府として取り組むが、その実施の構造には触れない実行モデル」、「内閣府に社会のリスク危機管理を統一的に実施する組織を設置して必要施策を統一方針に基づいて強力に進める実行モデル」の3つの実行モデル案および公的安全規制のモニター機能の設置構想に整理し、改善方策の実行の像を明らかにし、それぞれのモデルについて論じている。

第9章は結論で現行の公的安全規制システムの問題点を明らかにし、その改善方策を示したとしている。

本論文はリスク危機管理論に基づく公的安全規制方策を検討しておりシステム量子工学の進展に寄与するところが少なくない。

よって本論文は博士(工学)の学位請求論文として合格と認められる。